

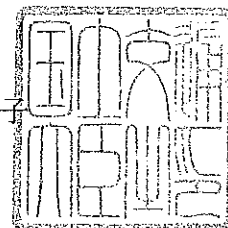
# 認 定 書

国住指第1561号  
平成15年9月3日

株式会社北日本ダイエイ

代表取締役社長 齊藤暢之 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号（外壁（非耐力壁）：各30分）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

### 1. 認定番号

FP030NE - 0024

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリエステル系樹脂塗装溶融亜鉛めつき鋼板・両面ポリエステル不織布張フェノール樹脂発泡体・木毛セメント板表張／軽量鉄骨下地外壁

### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り